

新公審査答申（情）第34号
令和8年3月25日

新潟市議会議長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年1月17日付け、新議総第266号の10によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市議会（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月7日付け、新議事第218号の2により行った非公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和4年8月26日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、陳情書の撤回をしているのに市のホームページに陳情内容を掲載し続ける根拠を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和4年9月7日、実施機関は、明文化された規定等を設けておらず、文書不存在であることを理由として、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月19日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年1月17日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和5年 1月17日	諮問書受理
令和8年 1月21日	審査会開催（第1回）

令和8年 2月19日	審査会開催（第2回）
令和8年 3月23日	審査会開催（第3回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

陳情書の撤回をしているのに陳情内容を公表しているが、撤回をしているのに公表している根拠を示すべきである。

他自治体は議会請願及び陳情取扱要綱等を定めており、それに基づいて運用されている。

実施機関は「掲載の根拠規定はない。」と非公開決定した。一方で、新潟市議会基本条例（以下「議会条例」という。）第9条に規定されていると弁明している。矛盾している。この議会条例第9条が根拠規定であるのか、明らかにすべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件請求内容は、撤回した陳情書について市のホームページに陳情内容を掲載し続ける根拠を示すものということだが、陳情のホームページ掲載に関する規定はないため、非公開決定とした。

議会条例第9条において、「議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。」と規定されており、公開されている会議において、議題となり配付された資料については、原則公表することとしている。撤回されるまでの間に、既に公開されている会議（議会運営委員会及び本会議）において議題となっているものであるため、ホームページにおいても、陳情文書表（陳情者の氏名及び住所は削除）及び処理の経過と結果（付託委員会、付託日、議決日、結果）を掲載している。

第9条は参考までに本市議会における議会情報の広報の方針を記載したものであり、本件請求のあった事項の根拠規定ではない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求に係る文書を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関の主張によると、陳情のホームページ掲載に関する規定はないため、非公開決定としたとのことである。

しかし、審査請求人は、他自治体は議会請願及び陳情取扱要綱等を定めており、それに基づいて運用されている。撤回しているのに、ホームページに掲載を続ける根拠を示すべきであると主張している。

- (2) そこで、当審査会において、実施機関に対し、陳情書受付後の事務処理方法や手順等を記載した文書の提出を求めたところ、「新潟市議会先例」及び「新潟市議会会議規則」の提出があった。

当審査会でこれらを見分したところ、陳情のホームページ掲載の根拠や、掲載後の取扱い（撤回時の対応等）を具体的に定めた規定等は見当たらなかった。

- (3) また、審査請求人は、議会条例第9条がホームページ掲載の根拠規定であるのか明らかにすべきと主張する。

- (4) 議会条例第9条第1項は「議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。」と規定し、さらに、同条例第10条第2項は、「議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。」と、会議資料等の積極的な公開を定めている。

これらは、議会活動に関する情報の広報や広聴の充実、会議等の公開のあり方を一般的に定めた規定であり、いずれも、撤回された陳情内容のホームページ掲載の可否や、その事務手続を直接的に定めたものと解することはできない。したがって、上記各規定をもって、本件請求文書に該当するとは認められない。

なお、当審査会において、これらの規定の具体的な解釈や運用の根拠となる内部文書の有無を実施機関に確認したところ、該当する文書は存在しないとの説明であった。

- (5) そこで、当審査会において改めて、実施機関がいかなる根拠に基づきホームページへの掲載を行っているか確認したところ、以下のような説明があった。

ア 地方自治法第115条第1項において「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」と会議公開の原則を定めており、会議の公開には、会議録の公表も含まれるから、市民に閲覧し得る状態にしておくことが必要なものである。実施機関は、地方自治法及び議会条例の趣旨を踏まえ、公開されている会議における資料は全てホームページに掲載して公表し、また一度掲載した情報については、掲載を取りやめないこととしている。

イ こうした取扱いは、陳情に関するものに限らず議会におけるすべての配付資料に共通する運用である。なお、この運用について具体的に記した文書は存在しない。

以上の運用は地方自治法が会議公開を定める意義である、市民の主体的な市政への参画機会の提供を最大限尊重するものといえ、この取扱いに特段不合理な点は認められない。また、資料の内容に応じた個別の判断はせず、全てをホームページに掲載し、ひとたび掲載したものは一律それを取りやめることはないことから、その判断基準を具体的に記した文書を作成していないとする実施機関の説明にも、合理的な疑いを差し挟む余地は認められない。

- (6) これらの内容を踏まえると、本件請求文書を保有していないとする実施機関の主張には特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 松永仁、委員 池睦美、委員 岩寄勝成